

# 規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付け

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

    i

(該当理由)

- 免許等関連手続（無線局の免許又は登録に関連する変更・承継・廃止等の手続をいう。以下同じ。）は全体で年間 48 万件程度、そのうち書面による手続は年間 9.4 万件程度と見込まれる。遵守費用は通信費のみと想定され、また、既に電子情報処理組織を使用する方法により行うこと（以下「デジタル化」という。）は可能となっており、行政費用は発生しない。当該状況に鑑みると、すべての書面による手続が規制の対象となつたとしても、遵守費用と行政費用の合計が 10 億円以上となることは到底見込めない。また、個々の遵守費用について、免許等関連手続によって生じる通信量は軽微であることから、1 回の申請当たり 1 万円未満と見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であつて、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であつて、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- 行政及び免許人等双方の事務の効率化や負担軽減に資するデジタル化を推進するため、国の機関、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの（以下「規制対象者」という。）に対して、免許等関連手続のデジタル化を義務付けるものである。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務及び民間事業者の業務処理に係る一連のプロセスがデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進している（デジタル手続法第2条参照）。電波法に基づく行政手続についても、特に多数の無線局を運用する携帯電話事業者や放送事業者から、免許等関連手続について、デジタル化による迅速化への要望がなされていることを踏まえ、行政及び免許人等双方の事務の効率化や負担軽減に資するデジタル化を更に推し進める必要がある。例えば、免許等関連手続について、平成16年から可能となったデジタル化した手続の割合は現在では約8割となっているが、約2割の書面による手続が全てデジタル化すれば、手続の一本化により行政の事務負担が軽減され、事務処理速度も向上することとなり、結果として免許人の免許等に係る待ち時間も短縮されるなどの負担軽減にも資することとなるため、書面による手続を廃止し、デジタル化していくことが適当である。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

- 規制対象者に対し、免許等関連手続について、総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない場合を除き、デジタル化を義務付けることとする。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- 免許等関連手続のうち、書面による手続は年間9.4万件程度と見込まれ、これらについてデジタル化を義務付けることにより、手続が一本化され、行政の事務負担が軽減されることによる事務処理速度の向上により、行政及び免許人等双方の事務の効率化や負担軽減に資する。例えば、総務省における1件あたりの事務コストは、デジタル化により約3割減になると見込まれる。
- 本規制による事務の効率化や負担軽減を定量的に評価することは困難であるが、免許等関連手続の件数、デジタル化の割合、手数料収入額などにより実態を把握することとする。

## 3 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

- 書面による手続とデジタル化による手続において、申請事項等の差分はないことから、遵守費用は通信費のみと想定される。免許等関連手続によって生じる通信量は軽微であることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

#### <行政費用>

- ・ 既にデジタル化は可能となっており、今般の改正により新たな行政費用は特段発生しない。

#### 4 利害関係者からの意見聴取

##### 【新設・拡充】

意見聴取した 意見聴取しなかった

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 総務省の有識者会議において「無線局の免許手続等をデジタル処理で完結しエンドツーエンドでのデジタル対応をすることは、コストの削減など官民の関係者全体の利益につながることから、申請者等への適切なサポートや一定の経過措置を設けつつ電子申請の段階的な義務化を検討することが適当」とされた。
- ・ 事業者からは、「無線局免許手続きの簡素化・迅速化のため原則電子化を推進すべき」「電子データのみでの免許申請手続きについて、利用者の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から賛同」といった意見が、意見募集において寄せられた。

##### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（令和5年11月～令和6年8月）

##### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 以下、総務省 HP において公表済み。
- ・ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/digital\\_business/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_business/index.html)

#### 5 事後評価の実施時期

##### 【新設・拡充】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、法案が成立した場合における施行後3年を目途に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。